

公益社団法人館林青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人館林青年会議所(英文名TATEBAYASHI JUNIOR CHAMBER INCORPORATED 以下「本会議所」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を群馬県館林市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会議所は、本会議所及び関連団体等の開催する事業・活動を通じ、本会議所会員並びに地域住民の資質を向上させることによって地域社会と日本国の産業、経済、社会及び文化の健全な発展を図り、明るく豊かな社会を作ることにより世界平和に寄与することを目的として第5条に定める事業を実施・展開する。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他団体の利益を目的としてその事業を行わない。
2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、第3条の公益目的を達成するため、次に掲げる事業について研修事業・社会奉仕事業・体験活動事業・講演会事業・討論会事業・大会運営事業・祭事開催事業・寄付活動・交流活動等の各事業を行う。

- (1)次世代を担う子ども達の心身を成長させ、郷土を愛する心や、道徳心を育む事業
- (2)教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性の涵養を目的とする事業
- (3)海外の文化や風習、国民性などを調査研究し国際相互理解の促進を目的とする事業
- (4)環境問題を調査研究し、地域住民に対し啓蒙・実践を行う事業
- (5)国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- (6)地域住民、地域行政に対し、問題点を調査研究、提議し、解決していくことにより地域発展に寄与する事業
- (7)国や地域を牽引する人材を育成する事業
- (8)前各号に掲げるもののほか、本会議所の公益目的の達成に必要な事業

- 2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。
 - (1)指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する研修会や講演会等の開催事業
 - (2)国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内国外の青年会議所並びにその他の団体との連携に基づく事業
 - (3)その他、前各号に定める事業に関連する事業
- 3 第1項及び前項の事業については群馬県内において行う。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団法人及び一般財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員
- (2)特別会員
- (3)賛助会員

(正会員)

第7条 正会員は、館林市及びその周辺市町に居住又は勤務する年齢20歳以上40歳未満の品格ある青年でなければならない。ただし、事業年度中に40歳に達した者は、その年度内は正会員としての資格を有する。

- 2 正会員として入会を希望する者は、公益社団法人館林青年会議所会員資格規程に基づき本会議所に入会することができる。
- 3 正会員として本会議所に入会するためには、理事会の承認を得なければならない。
- 4 正会員は総会において各1個の議決権を有し、本会議所の役員及び公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所の役員及び委員に選出される資格を有する。

(特別会員)

第8条 特別会員は、40歳に達した年の年度末まで正会員であった者のみはその資格を有し、別に定める公益社団法人館林青年会議所会員資格規程に基づき特別会員となることができる。

(賛助会員)

第9条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人その他の団体は、公益社団法人館林青年会議所会員資格規程に基づき本会議所の賛助会員として入会することができる。

- 2 賛助会員として本会議所に入会するためには、理事会の承認を得なければならない。

(会員の権利及び義務)

第10条 全ての会員は、定款その他の規程・規則等を遵守し、本会議所の目的達成に必要な事業に参加する権利を有するとともに、協力する義務を負う。

(会費及び入会金)

第11条 正会員は、本会議所の事業活動に関して経常的に生じる費用等に充てるため、入会に際して入会金を、毎年所定の期日までに会費を納入しなければならない。

- 2 特別会員、賛助会員は、毎年所定の期日までに会費を納入しなければならない。
- 3 会費及び入会金の額、納入期日等は、公益社団法人館林青年会議所会員資格規程による。
- 4 既納の会費、入会金及びその他の拠出金は、いかなる理由があっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第12条 本会議所の会員は、次の理由によりその資格を失う。

- (1)退会(退社)したとき
- (2)除名されたとき
- (3)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (4)死亡し、又は失踪宣告を受けたとき

(退会)

第13条 退会を希望する会員は、理事長に退会届を提出しなければならない。

- 2 年度の途中で退会しても、既納の会費は返還しないものとし、会費納入前に退会を届け出ても、その年度の会費は納入しなければならない。

(除名)

第14条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の決議により除名することができる。

- (1)本会議所の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
 - (2)本会議所の定款又は諸規程等に違反し、勧告によっても改善が見られないとき
 - (3)会費納入義務を履行しないとき
 - (4)長期間に渡って出席義務を履行しないとき
 - (5)その他正会員として適当でないと認められたとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 除名が議決されたときは、その会員に対しその旨を通知するものとする。

第4章 会議

(会議の種類等)

第15条 会議は、総会、理事会及びスタッフ会議とする。

(総会の決議事項)

第16条 総会は、次の事項を決議する。

- (1)定款の変更
- (2)事業計画及び収支予算の承認
- (3)事業報告及び収支決算の承認
- (4)理事及び監事の選任又は解任
- (5)理事長候補者の選出
- (6)理事長、副理事長、専務理事、財務理事、直前理事長、顧問の選定及び解職
- (7)本会議所の解散及び残余財産の処分方法の決定
- (8)会員の除名
- (9)公益社団法人館林青年会議所会員資格規程の変更
- (10)公益社団法人館林青年会議所運営規程の変更
- (11)長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (12)合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (13)理事会において総会に附議した事項
- (14)その他、法令及び本定款に定める事項及び本会議所の運営上重要な事項

(総会の種類)

第17条 本会議所の社員総会(以下、「総会」という)は通常総会及び臨時総会の2種類とする。

- 2 通常総会は2月、8月、12月のそれぞれ末日までに年間計3回開催する。
- 3 毎事業年度の最初に開催される通常総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人法上の定時社員総会とする。
- 4 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
 - (1)理事会が決議したとき
 - (2)総議決権の5分の1以上を有する正会員が会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を提出して臨時総会の招集を請求したとき

(総会の構成)

第18条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(総会の招集)

第19条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、全ての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 総会を招集するにあたり、次に掲げる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的たる事項があるときには、当該事項
 - (3) 総会に出席しない正会員が書面又は電磁的記録によって議決権を行使することができるときは、その旨
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項
- 3 理事長は、第17条第4項第2号の場合は、請求があった日から30日以内の日を総会の日として、総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、その会日の1週間前までに正会員に対し、第2項各号に掲げる事項を記載した書面による通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的記録により議決権を行使することができるときは、その会日の2週間前までに通知しなければならない。
- 5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し前項の書面による通知に代えて電磁的方法により通知を発することができる。
- 6 総会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。

(総会の議決権及び書面表決等)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該正会員は定足数及び議決権上出席したものとみなす。

(総会の成立及び決議)

第21条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 総会の決議は、法令及び本定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の有する議決権の過半数をもって行う。
- 3 前項の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできないが、可否同数のときは議長の裁決により決する。

(理事会の設置・構成)

第22条 本会議所に理事会を置き、理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第23条 理事会は法令及び本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長、専務理事、財務理事、直前理事長、顧問の選定及び解職
ただし、理事長の選定は、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法による。
 - (2) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (3) 規則及び規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (4) 入会及び退会に関する事項(ただし、除名については除く)
 - (5) 理事の職務執行の監督
 - (6) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所の設置その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
 - (6) 第42条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任の限定契約の締結
- 3 理事会において認められた者は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の種類及び開催)

第24条 理事会は通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、原則として毎月1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に開催の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき
 - (4) 第38条第2項第3号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は同項第4号の規定により監事が招集したとき

(理事会の招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は同項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
- 5 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、その他の理事が招集することができる。

(理事会の議長)

第26条 理事会は、理事長又は理事長が指名した理事がその議長となる。ただし、理事長が指名できない場合又は理事長が特別に利害を有する議案を審議する場合、理事の過半数をもって定める。

(理事会の成立)

第27条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(理事会の決議)

第28条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがあるもののほか、出席した議決に加わることができる理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることはできないが、可否同数のときは議長の裁決により決する。

(利益相反取引の承認)

第29条 理事会は、本会議所と理事個人又は理事が取締役又は理事等役員を務める法人との取引及び第41条に定める取引に関して、取引の承認を行う権限を有する。なお、承認にかかる取引が本会議所に不利益を与えた場合、決議に賛成した理事及び賛成とみなされた理事は、連帯してこれを弁償する義務を負う。

- 2 前項の決議には、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会決議の省略)

第30条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(理事会報告の省略)

第31条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(スタッフ会議)

第32条 理事長、監事、副理事長、専務理事、財務理事、直前理事長、顧問、室長及び理事会において特に必要と認められた理事を本会議所のスタッフとし、スタッフ会議の構成員とする。

- 2 スタッフ会議は、理事会に上程される議案の先議を行い、提出された議案に関して建設的な助言・指導を行うものとする。ただし、理事会において、スタッフ会議の先議を行わない議案の審議はこれを妨げない。

(議事録)

第33条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員又は理事の現在数
 - (3) 出席した正会員の数又は理事の氏名
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録作成人及び署名人の選任に関する事項
 - (6) その他法令で定める事項
- 2 議事録には、議長・理事長・出席した監事のほか会員又は理事のうちからその総会及び理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
 - 3 スタッフ会議の議事録の作成は原則行わない。

第5章 理事・監事

(理事及び監事)

第34条 本会議所に次の理事及び監事を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以上4名以内の副理事長、1名の専務理事、1名の財務理事、2名以上5名以内の室長を置くことができる。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人法上の代表理事とする。

(理事及び監事の資格及び任免)

第35条 理事は、総会において選任し又は解任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、財務理事及び室長は、理事の中から総会において選定し又は解職する。ただし、本定款の規定に基づき、これらの者を理事会において選定又は解職することを妨げない。
- 3 監事は総会において選任し又は解任する。但し、監事は、理事を兼務し、又は委員会の構成員となることはできない。
- 4 役員候補者の選出方法は、本定款に定めるほか、公益社団法人館林青年会議所役員選任規程による。

(理事及び監事の任期)

第36条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

- 2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。
- 3 補欠のため選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第34条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任によって退任した後も、後任者が就任するまでなお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事長及び理事の職務)

第37条 理事長は本会議所を代表し業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長の業務全般を補佐する。
- 3 専務理事、財務理事及び室長の職務及び業務分掌は、公益社団法人館林青年会議所運営規程による。
- 4 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。
- 5 理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の業務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第38条 監事は、次に掲げる職務を遂行する義務を負う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求し、また、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。

(5)理事が総会に提出しようとする議案その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(6)その他法令で定められた事項

2 監事は、前項の義務を履行するために、次に掲げる権限を行使することができる。

(1)理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査すること。

(2)スタッフ会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(3)必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。

(4)前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、理事会を招集すること。

(辞任及び解任)

第39条 理事又は監事は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議をもって、これを解任することができる。

2 理事又は監事は、理事会の承認を得て辞任することができる。

(報酬)

第40条 理事及び監事は無報酬とする。

(取引の制限)

第41条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己又は第三者のためにする、本会議所の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする、本会議所との取引

(3)本会議所がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会議所とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第42条 本会議所は、役員的一般社団法人及び一般財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会議所は、外部役員との間で、賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は、金30万円以内であらかじめ定められた額と法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第6章 直前理事長・顧問

(直前理事長等)

- 第43条 本会議所には、理事会の決議により直前理事長を置き、顧問を置くことができる。
- 2 直前理事長は、前任の理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
 - 3 顧問は、理事長経験者がこれにあたり、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
 - 4 顧問は、理事会及びスタッフ会議に出席し、意見を述べるができる。
 - 5 直前理事長及び顧問は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了することとし、辞任及び解任は、第39条を、報酬については第40条の規定をそれぞれ準用する。

第7章 例会及び委員会

(例会)

- 第44条 本会議所は、年12回以上例会(会員参加の事業)を開催する。
- 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(室及び委員会等の設置)

- 第45条 本会議所は、事業年度ごとに、本会議所の目的達成に必要な重要事項を研究、審議、実施するため、理事会の決議により室及び委員会を置く。
- 2 室及び委員会は、原則として室長、委員長、副委員長及び委員をもって構成するが、特別委員会においてはその構成を変更することができる。
 - 3 委員長及び副委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
 - 4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、財務理事、監事、直前理事長、顧問、室長、事務局員及び特に理事会で認められたものを除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。
 - 5 室及び委員会の運営及び業務分掌については公益社団法人館林青年会議所運営規程による。

第8章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第46条 本会議所の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、実務担当及び管理運用方法については、公益社団法人館林青年会議所会計規程による。

(事業年度)

第47条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(資産の構成)

第48条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)財産目録に記載された財産
- (2)会費及び入会金
- (3)寄付金品
- (4)事業に伴う収入
- (5)資産から生ずる収入
- (6)その他の収入

(会計原則並びに区分)

第49条 本会議所の会計は、その行う事業に応じて、法令及び一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとし、会計処理は公益社団法人館林青年会議所会計規程に従う。

- 2 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに経理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第50条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下、「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、理事長が作成し、理事会の決議を経てその事業年度の開始の前日までに総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに群馬県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第51条 理事長は本会議所の事業報告及び決算について、毎事業年度終了後、前事業年度における事業報告書及び一般社団法人及び一般財団法人法第129条第1項に規定する計算書類並びにこれらの附属明細書並びに財産目録(以下、「計算書類等」という。)を作成し、監事に提出し、監査を受けなければならない。

- 2 監事は、計算書類等の送付を受けたときは、速やかに監査報告を作成し、理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、監事の監査報告を添えて第1項に掲げる書類について理事会で承認を得た後、通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 4 第1項記載の計算書類等については、毎事業年度経過後3ヶ月以内に群馬県知事に提出しなければならない。
- 5 本会議所は、第1項の通常総会の終結後速やかに、法令の定めるところにより貸借対照表等を公告するものとする。
- 6 決算上剰余金を生じたときは、総会の決議に従って、次事業年度に繰り越すか、本会議所の財産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第52条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の3分の2以上の決議を経なければならない。
- 2 本会議所が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

第9章 管理

(事務局の設置)

- 第53条 本会議所の事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局には職員を置くことができる。
 - 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、公益社団法人館林青年会議所事務局規程において定める。

(定款その他の書類の備付等)

- 第54条 理事長は、常に次に掲げる帳簿及び書類を本会議所の事務所に備え置かなければならない。ただし、これらは電磁的記録により作成・保管することができる。
- (1)定款及び諸規程
 - (2)会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3)理事、監事の名簿
 - (4)認定、許可等及び登記に関する書類
 - (5)定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6)事業計画書及び収支予算書
 - (7)計算書類等
 - (8)監査報告書
 - (9)その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令及び公益社団法人館林青年会議所情報公開規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開と個人情報の保護)

- 第55条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
 - 3 情報の公開に関する必要な事項は、公益社団法人館林青年会議所情報公開規程による。
 - 4 個人情報の保護に関する必要な事項は、公益社団法人館林青年会議所個人情報保護方針による。

(公告)

- 第56条 本会の公告は電子公告による。
- 2 やむを得ない事情により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第57条 この定款は、第59条の規定を除き、総会において正会員総数の3分の2以上の決議により変更することができる。
- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、群馬県知事の認定を受けなければならない。
 - 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく群馬県知事に届け出なければならない。

(合併等)

- 第58条 本会議所は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。
- 2 前項の行為ををするときは、あらかじめその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

(解散)

第59条 本会議所は、一般社団法人及び一般財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由のほか、総会において総正会員の4分の3以上の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第60条 本会議所が公益認定の取消の処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、(その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議により、公益社団法人及び財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第61条 本会議所が清算をする場合において、残余財産のあるときは、これを総会の決議により、公益社団法人及び財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第62条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

第12章 補則

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

公益社団法人館林青年会議所運営規程

第1章 総則

第1条 本運営規程は、公益社団法人館林青年会議所(以下「本会議所」という)の円滑な運営を図るため、本会議所定款に基き、組織運営等に関する原則を定める。

第2章 総会

第2条 本会議所は、通常総会を年3回開催し、各期日までに次の事項については審議しなければならない。

- (1)前年度の事業報告及び収支決算…2月末日まで
- (2)次年度の理事長及び理事の選任…8月末日まで
- (3)次年度理事長予定者の基本方針、推薦理事、事業計画及び収支予算等…12月末日まで

第3章 理事会

第3条 理事長が必要と認めた場合、正会員及び特別会員は理事会に出席し、発言することができる。

第4条 理事は、理事会の決定事項について、速やかに全ての正会員に伝達するよう努める。

第5条 会員は理事長の許可を得て理事会を傍聴することができる。ただし、理事長又は議長が退席を命じた時は、その指示に従わなければならない。

第6条 総会において次年度の理事に選任された者は、当該年度中理事予定者として、理事予定者会議を開催し、次年度の事業活動に必要な準備をするものとする。

第4章 例会

- 第7条 例会を開催する際には、正会員に対し、開催日時、内容等を書面又は電磁的記録によって通知するものとし、正会員は、必ず出欠遅刻等の返信をしなければならない。
- 第8条 例会は、担当委員会、スタッフがこれを運営し、例会の記録は担当委員会又はその都度決められた担当が行う。
- 第9条 正会員の例会への出欠については、アテンダンス制を採用する。

第5章 専務理事

- 第10条 本会議所に専務理事1名を置く。
2. 専務理事は、理事のうちから理事長が任命し、理事会の承認を得る。
 3. 専務理事の業務分掌を次の通りとする
 - (1) 理事長・副理事長を補佐し、渉外活動に関する事項
 - (2) 組織の円滑な運営を図るために必要な事項
 - (3) 事務局の運営及び管理に関する事項
 - (4) 公益社団法人日本青年会議所、国内会員会議所との提携に関する事項
 - (5) 京都会議及び全国会員大会に関する事項
 - (6) 会内外の動静の把握に関する事項
 - (7) 姉妹JCとの共同事業に関する事項
 - (8) 姉妹JCとの国際交流に関する事項
 - (9) 財務に関する事項(金銭の出納及び会計処理)
 - (10) 財務諸表(会計書類・各種台帳)の整備・保全
 - (11) 七夕まつり事業に関する事項
 - (12) 前記各号に関する資料の収集報告等の作成に関する事項
 - (13) その他各委員会に属さない事項
 - (14) その他理事長からの依頼事項
 4. 専務理事の任期は、本会議所の役員の任期に準ずる。

第6章 委員会

第11条 定款第3条の目的を達成し、運営を適正にするために、下記の委員会を置く。

- (1) 総務広報委員会
- (2) 地域の未来共創委員会
- (3) 研修交流特別委員会

第12条 特別委員会を除く委員会には担当役員を配し、担当役員は事業の円滑な推進をする。

2. 担当役員の任期は本会議所の任期に準ずる。

第13条 委員長は委員会を代表し、その会務を総括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

2. 委員長は、委員会活動に関する原案の作成、審議、実施を担当する。
3. 委員長、副委員長及び委員の任期は本会議所の任期に準ずるものとする。

第14条 委員会は原則として毎月1回以上開催し、事業計画の立案と実施の推進母体となる。

第15条 総務広報委員会の業務分掌を次の通りとする。

- (1) 総会、理事会に関する件
- (2) 各種資料の記録、保存に関する事項
- (3) 関係官庁及び団体との連絡に関する事項
- (4) 総会、理事会及び例会の会員の出席に関する事項
- (5) 定款に関する事項
- (6) 褒賞に関する事項
- (7) 新入会員の入会に関する事項
- (8) 本会議所内外の各種情報の収集及び各種メディアを利用した発信
- (9) 献血運動に関する事項
- (10) 野鳥の森清掃事業に関する事項
- (11) 各種メディアを利用した、継続的な情報の発信
- (12) 会員拡大に関する事項
- (13) 前記各号に関する資料の収集報告等の作成に関する事項

第16条 地域の未来共創委員会の業務分掌を、次の通りとする。

- (1) 地域社会の発展を目的とする調査及び事業の実施
- (2) 青少年育成を通して地域社会の発展を目的とする調査及び事業の実施
- (3) 他まちづくり団体や各種市民団体及び地域住民との交流に関する事項
- (4) 各種青年及び団体等との交流
- (5) 会員拡大に関する事項
- (6) 前記各号に関する資料の収集報告等の作成に関する事項

第17条 研修交流特別委員会の業務分掌を、次の通りとする。

- (1) 会員の資質向上に関する研修事業
- (2) 会員のオリエンテーションに関する事項
- (3) 会員相互の交流に関する事業の実施
- (4) 他LOMとの共同事業に関する事項
- (5) 館林まつり事業に関する事項
- (6) 会員拡大に関する内外の調整及び能動的活動
- (7) 会員拡大に関する事業の実施
- (8) 前記各号に関する資料の収集報告等の作成に関する事項

第18条 特設委員会は、理事長が必要と認めた場合、理事会の承認を得て設けることができる。

2. 特設委員会は、委員長1名、副委員長3名以内を置き、理事長が理事会の承認を得て任命することができる。

第19条 各委員会は必要と認めた場合に正副理事長、直前理事長、監事、専務理事、総括理事、室長、特別会員、賛助会員及び他の委員会の正会員の出席を求めることができる。

第7章 幹事

第20条 委員会運営庶務の確実化をはかり、委員会間の連絡調整の円滑化をはかるため、各委員会に幹事1名を置き、各委員会幹事を統括するため総括幹事1名置く。

第21条 幹事の業務分掌を次の通りとする。

- (1) 会費集金業務の管理
- (2) 各委員会の予算の執行管理
- (3) 各委員会報告の集約管理
- (4) その他委員会内の連絡調整に必要な事項

第22条 総括幹事は、理事長が理事会の承認を得て任命する。

2. 幹事は理事長が理事会の承認を得て任命する。